

施設完工図記載要領

施 設 完 工 図 記 載 要 領

本要領は、宮崎市上下水道局下水道整備課の発注する工事における下水道施設の完工図作成について規定するものである。

工事受注者は、この要領に基づき、完工図を作成するものとし、検査後速やかに提出すること。

1. 完工図（平面図）

- 1) 完工図の大きさはA3版横使い横書きとし、監督者からチェックを受けたのち2部提出とする。
- 2) 完工図の縮尺は500分の1とし、原則として北を上にする。
また、方位を図面内に記入する。
- 3) 完工図は、道路及び下水道施設を主体とした高精度の平面図とする。
- 4) 下水道施設は、管渠、マンホール、吐き口、ます、取付管、伏越し暗渠、ポンプ場、処理場、その他必要とする施設等をそれぞれ識別し、その識別した凡例に基づき記入する。
※別紙①に完工図の記入例を記す。

2. 高低測量

- 1) 水準基標は、国土地理院の水準基標又は、各地域の信頼すべき水準基標とする。
(下水道台帳の基準は日本測地系であるので世界測地系の高さではない)
- 2) 水準測量は、必ず閉合し、閉合誤差は1kmにつき10mm以内とする。
(閉合誤差が1kmにつき10mm以内とは三級水準測量にあたる)

3. 単位

| | 項 目 | 単 位 | 摘 要 |
|---|--|-----|-------------------|
| 1 | 管路延長 | m | 小数点第2位までで5cm単位とする |
| 2 | 標高（管底高、マンホール高） | m | 小数点第3位まで |
| 3 | 勾配 | ‰ | 小数点第1位まで |
| 4 | ・マンホールのオフセット ・ます、取付管の取付距離及び 上流マンホールからの距離 | m | 小数点第1位まで |

4. 管渠

- 1) 管渠の形状別表示及び材質の表示については、凡例による記号で記入する。
- 2) 管渠の大きさは、円形管の場合は内径を、卵形管の場合は、呼び径を、馬蹄渠・方形渠・長方形渠及びその他特殊渠の場合は、幅及び高さの最大のところを表す。形状が台形の場合は上幅・下幅・高さの3つを表示する。
- 3) 延長は、マンホール中心間の距離（水平距離）をもって表す。
マンホールがない場合は（管止め）工事部分の距離とし、管渠と直接接続する場合は接続部分までの距離とする。
マンホールが特殊マンホールの場合で管渠接続位置がマンホール中心とズレている場合はマンホールとの接続部分までの延長に、マンホールの内法の半分を加算したものを延長とする。
※別紙②に詳細を記す。
- 4) 管底高（管渠底高）は、マンホール内壁における各管渠の底高をもって表す。
管渠と管渠が直接接続する場合は接続部分の管底高とする。
小口径マンホールについては、マンホール中心の管底高とするが、マンホール内に段差があるものについては内壁の管底高とする。
- 5) 管渠形状、勾配及び延長を表す文字は、マンホールとマンホールとの間に記入する。
- 6) 管底高（管渠底高）を表す文字は、その所属管渠と並行して管底高の変化箇所に記入する。
なお、変化箇所に記入出来ないときは、適切な位置に変更し、引出し線をもって所属管渠を明確にする。
- 7) 管渠の流向を示す矢印は、その所属管渠線に接近した位置に並行させて記入する。
- 8) 管渠はマンホールとマンホールの中心を結んだものとするが、マンホール記号内には記入しない。マンホールがない場合は、工事部分を記入する。既設管渠に接続する場合は、既設管渠を破線表示し識別できるようにする。
管渠の口径または幅が1,000mm以上のものは、縮尺に応じて実寸で記入するものとする。

5. マンホール

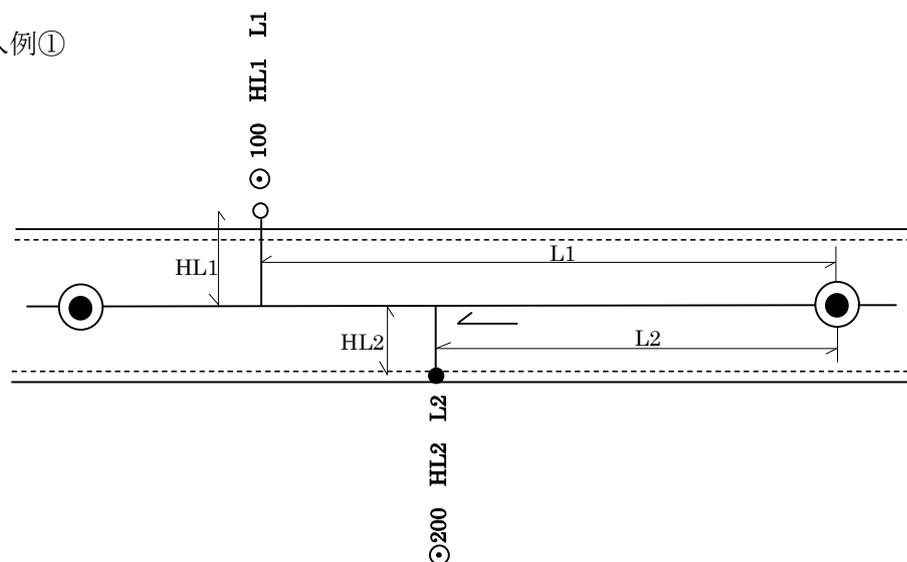
- 1) マンホールは、その形状及び寸法によって区別し、凡例による記号で記入する。
 なお、内径及び一辺の長さが1,000mm以上の場合で、特殊マンホール・伏越し・雨水吐き室等は縮尺に応じて実寸で記入し、別途詳細図を添付する。
 副管がある場合は、どの管渠に副管が付いているのかが明確にわかるように凡例による記号で記入する。
 特殊構造又は1/500で不明瞭な場合においても別途詳細図を添付する。
- 2) マンホール位置の地盤高は標高で表し、マンホール蓋の中心高をもって表す。
 特殊マンホール等で蓋が2箇所ある場合は、2つ表示する。
 マンホール設置箇所が斜辺にある場合（道路の勾配が急な場合）は、マンホール蓋の傾きに対しての上部と下部の2箇所の高さを平均したものを記入する。
 ※別紙③-1に詳細図を記す。
- 3) マンホール箇所の地盤高を表す文字は、マンホールに向かう矢印線を引き縦書き（漢字）で明確に記入する。
- 4) マンホールの位置は、マンホール蓋の中心より道路沿やブロック塀（官民界）等の平面図上で明確な不動点から選び、破線で表示しオフセット数値を記入する。
 不動点は交差点では3点、それ以外は2点選ぶものとする。
 直線道路にある場合は、両側の道路沿（官民界）からマンホール蓋中心までの最短距離を記入する。（道路沿から垂直方向にマンホール蓋の中心がくる位置）電柱・支柱・雨水マス・道路横断暗渠等からの距離は採用しない。
 ※別紙③-2に記入例を記す。
- 5) マンホールの標示は、下記のとおりとする。

| | | | |
|---|---------|---|------------|
|  | 塩ビマンホール |  | 小型レジンマンホール |
|  | 0号マンホール |  | 0号レジンマンホール |
|  | 1号マンホール |  | 1号レジンマンホール |
|  | 2号マンホール |  | マンホールポンプ |
|  | 3号マンホール |  | 防菌0号マンホール |
|  | 特殊マンホール |  | 防菌1号マンホール |

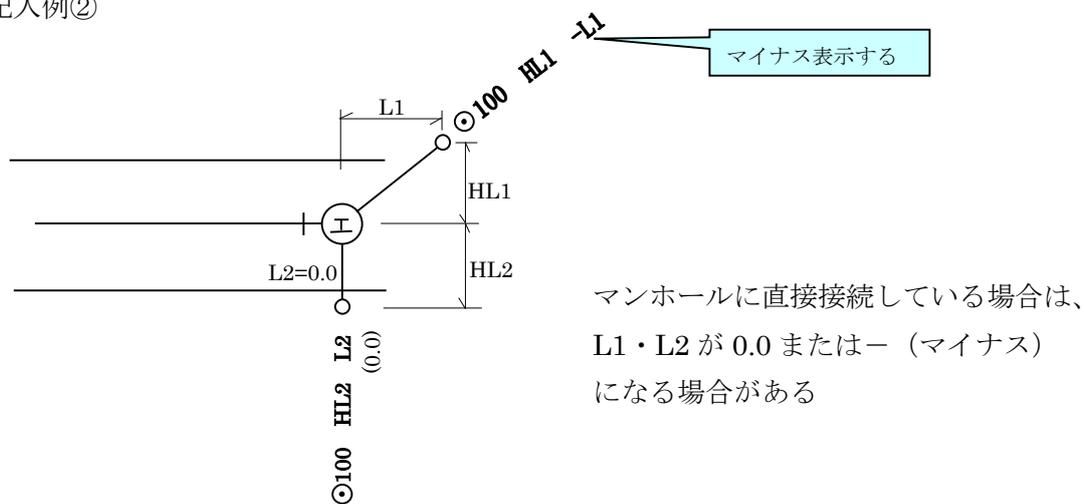
6. ます及び取付管

- 1) マスは、公共汚水樹・雨水樹とをそれぞれ形状別に区別し、凡例による記号で記入する。
- 2) 取付管は、汚水管・雨水管とも大きさ別に識別し、記入例に基づき明確に記入する。

記入例①



記入例②



◎150、◎200 取付管管径

HL1、HL2 取付距離（ますと管渠中心距離）

L1、L2 上流マンホールよりの距離

〔 マンホール中心を0として下流方向が（+）
上流方向が（-） 〕

7. 吐き口

吐き口は明確に記入するとともに、その放流河海等の高水位、低水位、平水位等を吐き口に近接した位置に記入する。

8. 伏越し

伏越しは、凡例による記号で記入する。

伏越し管渠の形状・延長・勾配及び条数を表す文字は、伏越しMHの間に記入する。

9. ます引き管渠

ます引き管渠の最下流の管渠・マンホールは他工事で施工された場合は破線で記入する。破線で記入した管渠・マンホールについても必要な情報を記入する。

必要な情報とは、

管 渠：管種・口径・延長・勾配・管底高
マンホール：種別・標高・副管の有無 とする。

※別紙④－1に記入例を記す。

10. 割り込みマンホール

既設管渠に割り込みマンホールを新設した場合は、新設したマンホール内の流入・流出管渠の管底高を全て記入する。またマンホールによって分断された既設管渠について、新設マンホールから既設マンホールまでの延長をそれぞれ記入する。

※別紙④－2に記入例を記す。

11. 圧送管

圧送管の管底高（管渠の底高）は必ず記入する。マンホールポンプからの流出管底高及び、吐き出し人孔への流入管底高や、既設圧送管との接続部分の管底高である。縦断・横断図を記入する。

12. 構造図

伏越し、吐き口、ポンプ場、マンホールポンプ、処理場については、別に構造図その他必要書類を添付するものとする。その他の施設等や、特殊な構造のもの、及びライナーや鋼矢板等の残存仮設物についても同様とする。

構造図には平面図・断面図を記入し、マンホール及び施設の大きさがわかるように寸法を記入する。マンホールであれば流入管・流出管の位置、管底高、地盤高等も記入する。マンホール蓋があるものについては、内壁からのオフセットも記入する。

※別紙⑤に構造図記入例を記す。

13. 位置図

位置図は縮尺1/2500でA3版に位置及び管路番号を記入すること。

14. 調書

作成例に基づき、完工図の右上隅に調書を記載すること。

15. その他

- 1) 提出の際には、担当係員の再確認を受けること。
- 2) 開発行為並びに区画整理事業に伴う完工図は、範囲が広いためA0版サイズの完工図でも可とする。なお、その際のマイクロフィルムも同時提出すること。

原則として北が上

完工図記載要領

タイトルは右上

別紙-①

S=1:500

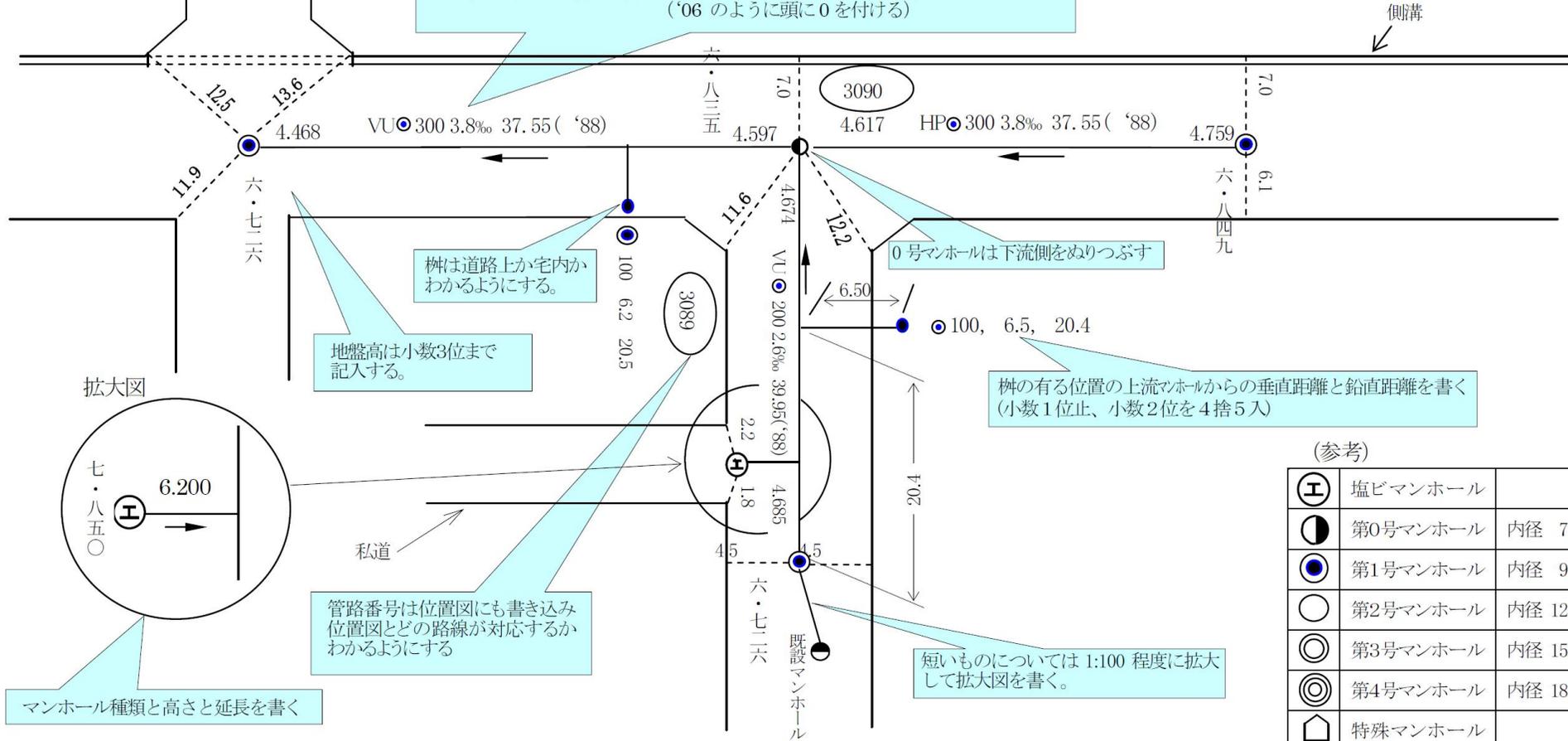
| | | | |
|---------|---------------------|-----------------|----------------|
| 令和 年度工事 | 工事名 | 宮崎処理区 (小松元-1工区) | |
| | 路線名 | 30893090 | |
| 工期 | 着工 | 令和 年 月 日 | 施工者 |
| 申請者 | ※開発行為や自己負担の場合申請者を記入 | | |
| 工種 | VU | ● 200 85.50 | HP ● 300 37.65 |
| | 1号マンホール 3基、 | | 0号マンホール 1基 |
| | 汚水枡 2基 | | |
| 請負金額 | 変更請負金額を書く | | |

図面内に方位を記入する

タイトルについては、この頁のみの数量を書き込み、位置図のタイトルは全体の数量を書く。

1. 書く順番 管種、管径、勾配、延長、年度
2. 書く方向 図面上を基準にして左→右、上→下に分かりやすく記入する
3. 勾配 少数1位止、少数2位を4捨5入
4. 延長 管路延長5cm単位 (2捨3入、7捨8入)
5. 年度 年度を書く (国については予算のついた年度) ('06 のように頭に0を付ける)

- 161 -

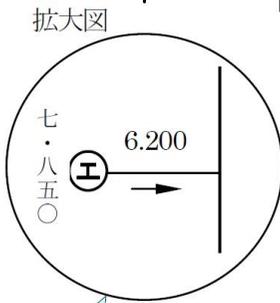


枧は道路上か宅内かわかるようにする。

地盤高は小数3位まで記入する。

0号マンホールは下流側をぬりつぶす

枧の有る位置の上流マンホールからの垂直距離と鉛直距離を書く (小数1位止、小数2位を4捨5入)



管路番号は位置図にも書き込み位置図とどの路線が対応するかわかるようにする

短いものについては1:100程度に拡大して拡大図を書く。

(参考)

| | | |
|---|----------|----------|
| ⊕ | 塩ビマンホール | |
| ◐ | 第0号マンホール | 内径 75cm |
| ● | 第1号マンホール | 内径 90cm |
| ○ | 第2号マンホール | 内径 120cm |
| ◎ | 第3号マンホール | 内径 150cm |
| ⊙ | 第4号マンホール | 内径 180cm |
| ⌂ | 特殊マンホール | |

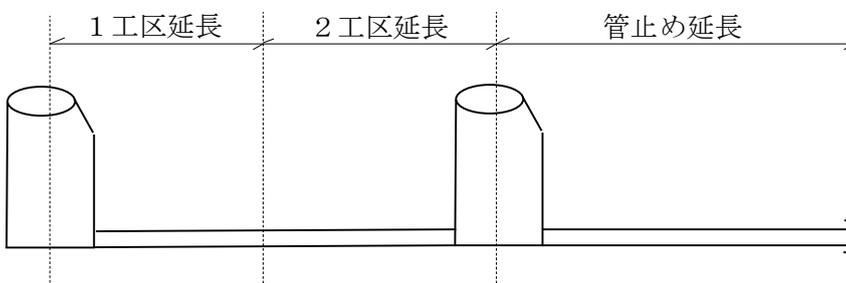
別紙一②

4. 管渠 3) 別紙詳細図 (別紙②)

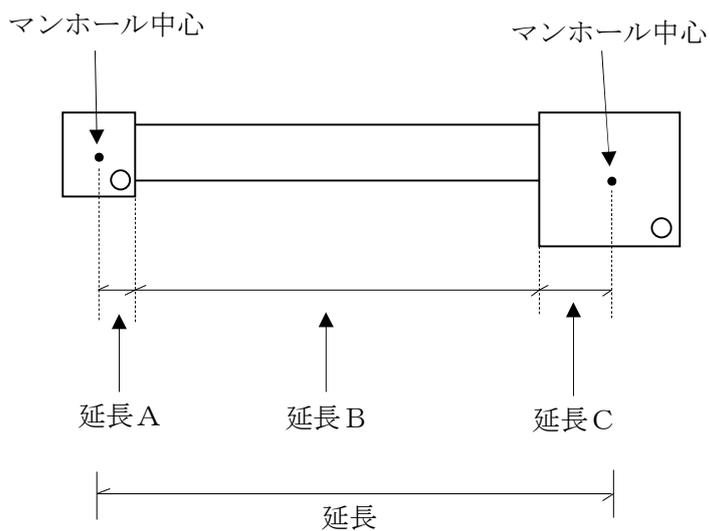
①通常の場合



②管渠接続・管止めの場合



③特殊マンホールの場合



延長A・延長C : マンホール内壁から中心までの距離

延長B : マンホール内壁からマンホール内壁までの距離

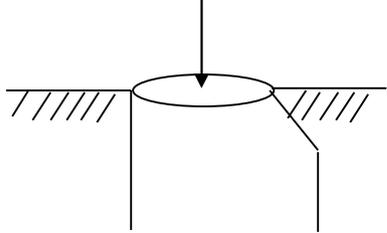
延長 = 延長A + 延長B + 延長C

別紙③-1、2

5. マンホール 2) 詳細図 (別紙③-1)

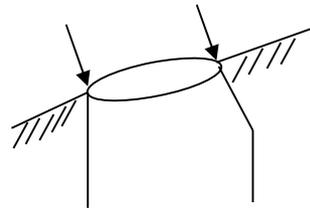
平地の場合

マンホール蓋の中心で
標高を測定する



斜面の場合

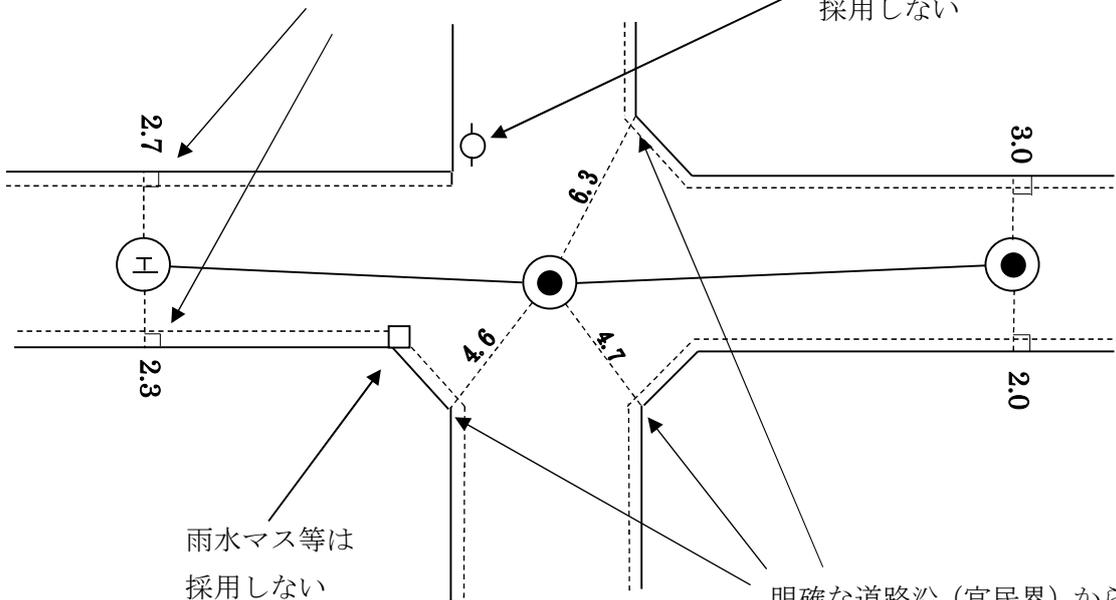
マンホール蓋の中心ではなく両端の2箇所の
標高を測定し平均値を標高とする



4) 記入例 (別紙③-2)

直線道路の場合は両側の道路沿 (官民界)
より垂直方向にオフセットを測定する

電柱及び支柱は
採用しない



雨水マス等は
採用しない

明確な道路沿 (官民界) から
オフセットを測定する

オフセット線は破線で表示する

下水道施設凡例

| 記号 | 種別 | 摘要 |
|------|-------------|----|
| ○ | 円形管 | |
| ⊖ | 卵形管 | |
| ⌒ | 馬蹄形渠 | |
| □ | 方形渠・長方形渠 | |
| ┌ | 開渠 | |
| ▽ | 台形渠 | |
| ∇ | 開渠（台形） | |
| ⌒ | 門形渠 | |
| | | |
| VU | 硬質化塩化ビニール管 | |
| HP | ヒューム管 | |
| TP | 陶管 | |
| CIP | 铸铁管 | |
| CSB | 遠心ボックスカルバート | |
| DIP | ダクタイル铸铁管 | |
| STPW | ステンレス管 | |
| VP | 硬質化塩化ビニール管 | |
| PC | ボックスカルバート | |
| RC | ボックスカルバート | |
| FRP | 強化プラスチック管 | |
| SP | 鋼管 | |
| ICP | 鉄筋コンクリート管 | |

注 意 事 項

<土留工について>

1. 土留工に関する注意点

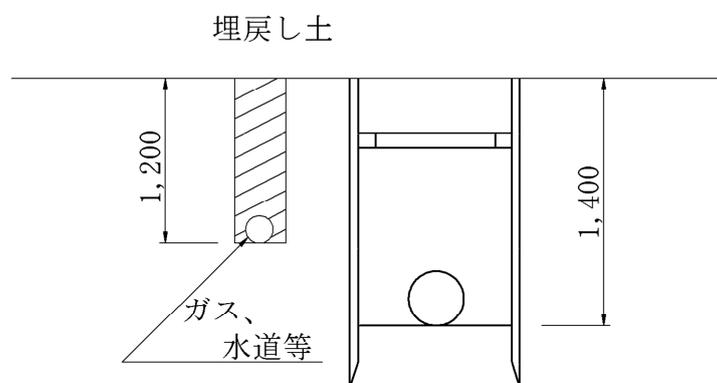
- ① 設計書は、平均掘削深で設計してあるので、現場では、実際の掘削深に応じた土留とすること。
- ② 腹起こし材、切梁材については、施工計画書に使用する部材の強度計算を添付すること。

各部材について

| 矢板種類 | 矢板長 (m) | 掘削幅 (mm) | | 支保工段数 | 使用腹起こし材 規格 (mm) | 使用切梁材 調整長 (mm) |
|-------|------------|----------|-------|-------|--------------------|-------------------|
| | | φ 150 | φ 200 | | | |
| 木矢板 | 1.7 | 850 | 900 | 1 | 100×120 | 610～1000 |
| 木矢板 | 1.8 | 850 | 900 | 1 | 100×120 | 610～1000 |
| 木矢板 | 1.9 | 900 | 950 | 1 | 120×120 | 610～1000 |
| 木矢板 | 2.0 | 900 | 950 | 1 | 120×120 | 610～1000 |
| 木矢板 | 2.1 | 900 | 950 | 1 | 120×120 | 610～1000 |
| 軽量鋼矢板 | 2.5 | 900 | 950 | 2 | 100×120 | 610～1000 |
| 軽量鋼矢板 | 3.0 | 900 | 950 | 2 | 120×120 | 610～1000 |
| 軽量鋼矢板 | 3.5 | 900 | 950 | 2 | 120×120 | 610～1000 |
| 軽量鋼矢板 | 3.5 | 900 | 950 | 2 | 125×115 | 610～1000 |

(土留工：例)

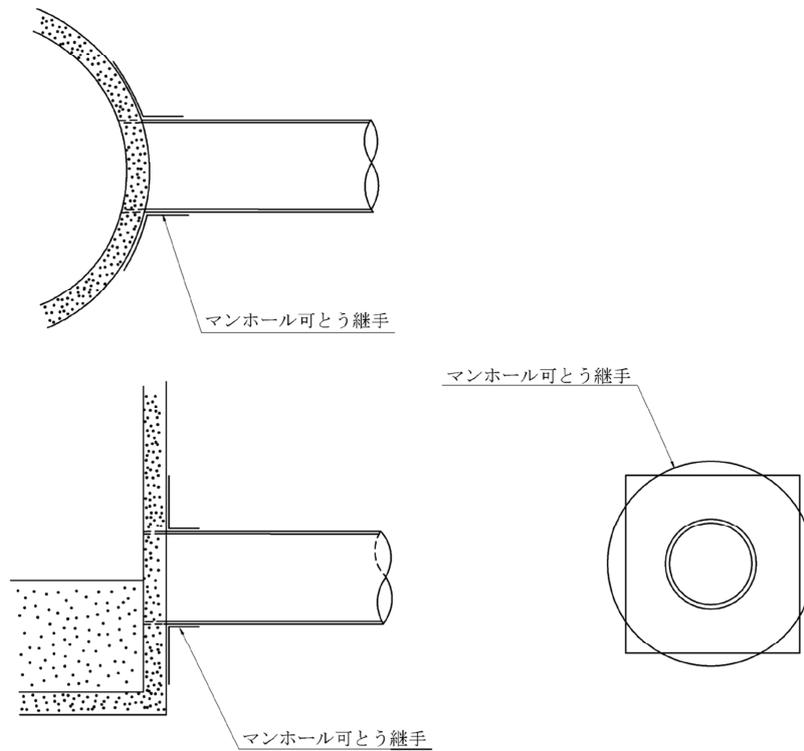
掘削深が 1.5m 以下であっても、地下埋設物が近接した場合は、監督員と協議して土留工を行うこと。



- ・ 管路部の土留とマンホール部の土留は、矢板長が違うので設計書を見て十分に確認すること。
- ・ 管路部は矢板無しになっていても、マンホール部は矢板施工になっている場合もあるので注意すること。

2. マンホール継手に関する注意点

バックアップ材及びボンド2回塗りの状況写真を撮影すること。



3. 支管取付及び汚水枳設置に関する注意点

- (1)
 - ・ 宅内配管の勾配及び枳の高さを調整して、標準配管が出来るか確認する。
 - ・ 最上流部最低 20cm の土被りが必要。(排水設備基準)
 - ・ 特に、浄化槽への流入の高さチェックを行うこと。
- (2) 可とう支管取付について
 - ① 穿孔
本管穿孔は穿孔機にて施工する。
 - ② 塩ビ管の切断
塩ビ管の切断面は水平、垂直になるようにして、受部に密着しているか確認する。

(3) 曲管の取付について

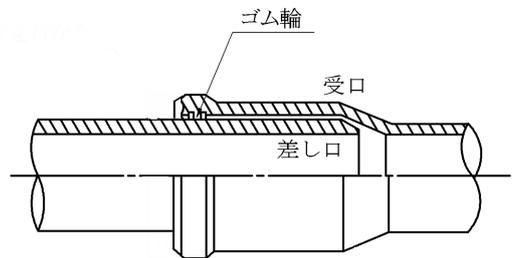
- ① 仮配管を行っている取付管の標準配管が出来るか確認する。
- ② 滑材をゴムに付ける。

(4) 枿の取付けについて

- ・ 枿の深さが 80cm 以上の場合は、予定管（枿用短管）を布設し、接着剤にてキャップ止とする。

4. 本管接合に関する注意点

- ・ ゴム輪接合とする。



- ① 滑 浄 処 理 : 受口内面、差し口外面に乾いたウエスで拭く。
- ② 滑 浄 の 塗 布 : ゴム輪表面、差し口（先端面取部）に滑材を均一に刷毛で塗る。
- ③ 接 合 : 標線まで差し込む。
- ④ 確 認 : ゴム輪が正常かどうかチェックゲージで確認する。

5. 路面復旧工に関する注意点

- ① 仮復旧は、3cm 又は 5cm の厚みを取り、プライムコートを施し加熱合材復旧とすること。
- ② 本復旧は、工事施工中の山留背面のゆるみ等により、後で悪影響を及ぼす可能性があるため、影響部まで舗装施工をすること。
- ③ 在来舗装とのすり付けは、カッター等で綺麗に切り取り、タックコートを施し表面を仕上げること。

6. その他

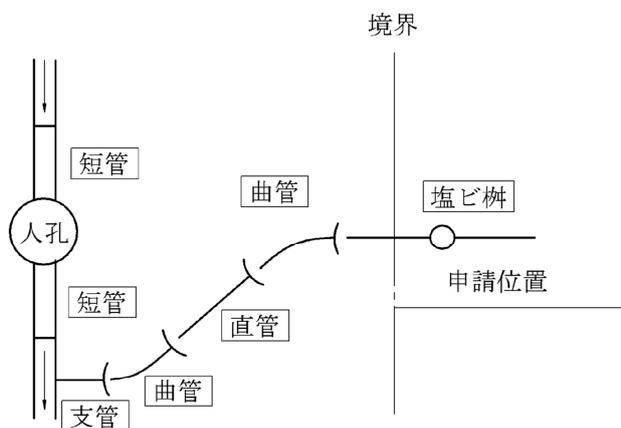
- ① 埋戻は、一層 20cm 仕上がりで、機械転圧施工とする。
地下埋設物が支障する場合は、水締め又はタコ等で執行する。
- ② 安全管理について、標示板、保安灯、バリケード等の安全施設を設置し、保安要員を常駐させること。（別紙参照）
- ③ 砂戻しは、原則として水締めとする。
- ④ 仮復旧については、埋戻後ただちに行うこと。
ただし、監督員が指示した場合は、その指示に従うこと。
- ⑤ 汚水枿設置工については、本管仮検査後に施工すること。
- ⑥ 本舗装については、約 200m をめどにして施工すること。

<公共汚水桝の配管について>

1. 取付管配管について

- ① 曲管の2個併用は認められない。

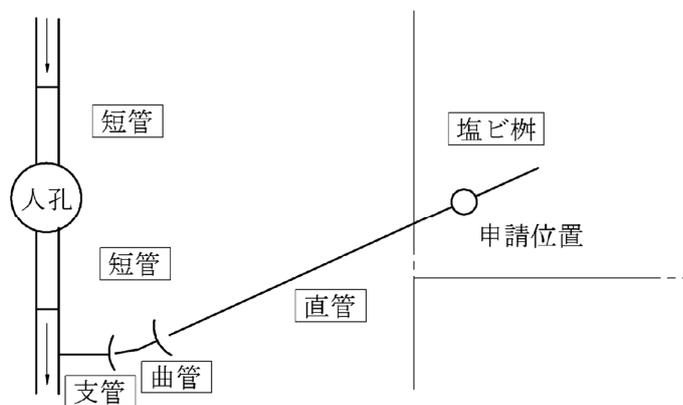
ツマリ箇所や施工状況が目視できないため。



- ② 汚水桝（ストレート桝）の斜め方向は認められない。

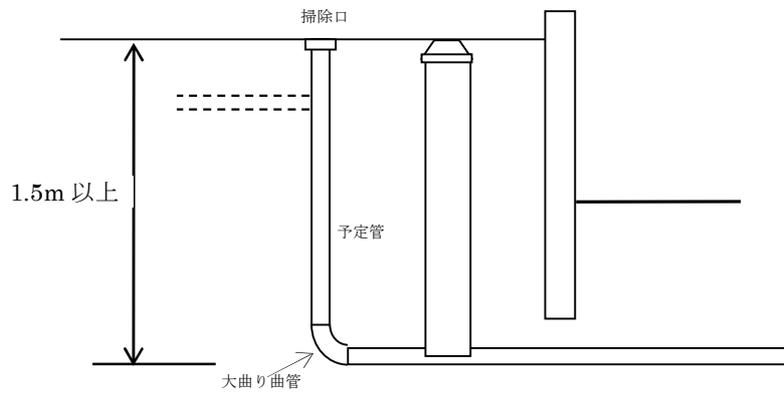
宅内排水設備施工時に、建物等の配置によっては使用の制限または使用不可となることが懸念されるため。

ただし、既存家屋の計画配管等に問題がないと確認される場合は、監督員と協議すること。



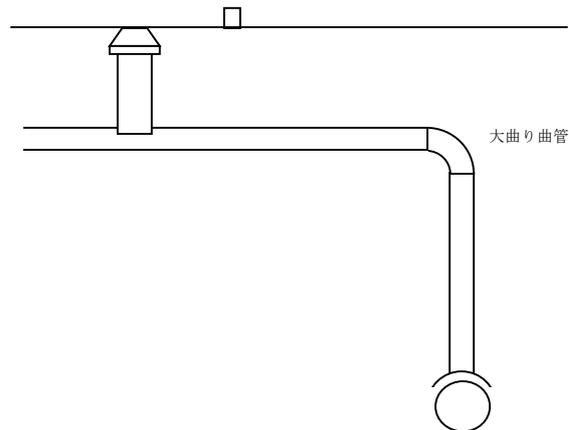
2. 1. 5 m以上となる場合

予定管を宅地の地表まで立ち上げること。



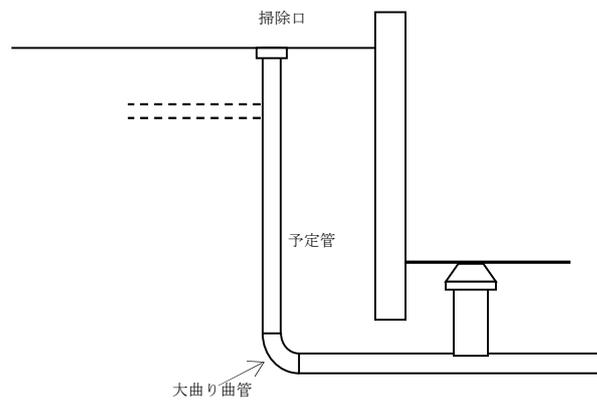
3. 本管が深い場合

本管上部において大曲管による施工とする。



4. 道路上に設置する場合

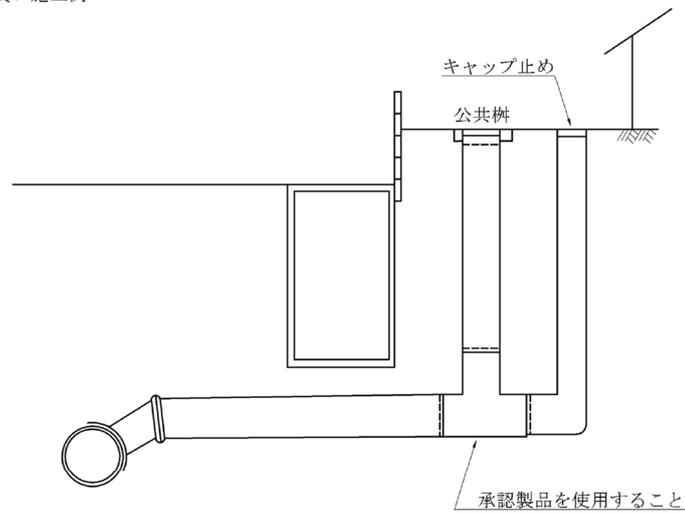
予定管を宅地の地表まで立ち上げること。



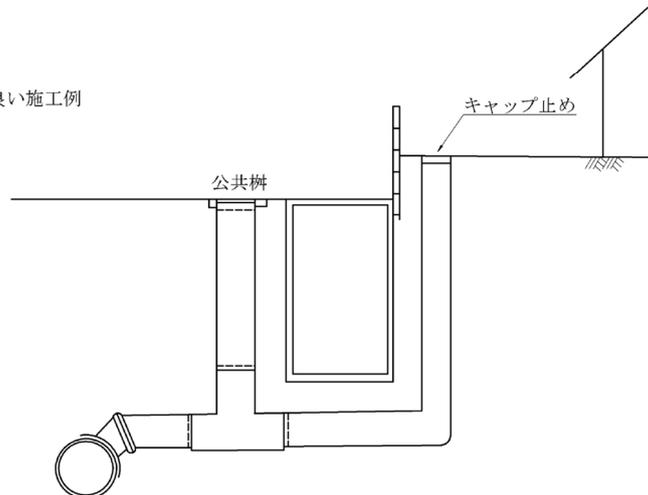
<公共汚水柵の設置について>

- ・ a、bいずれかに統一する。

㊶ 良い施工例

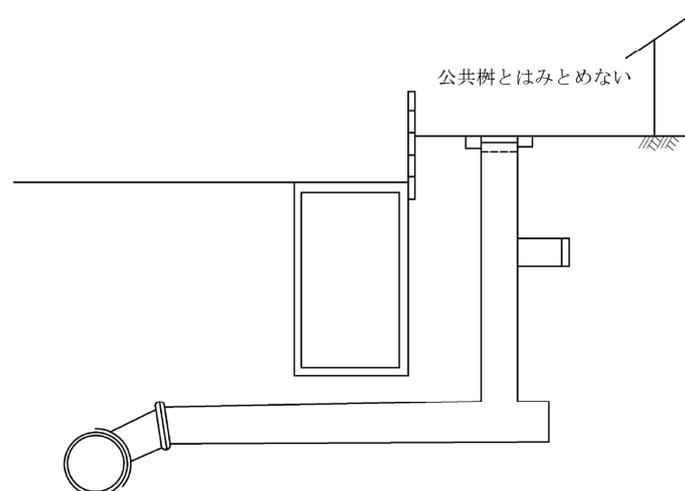


㊷ 良い施工例



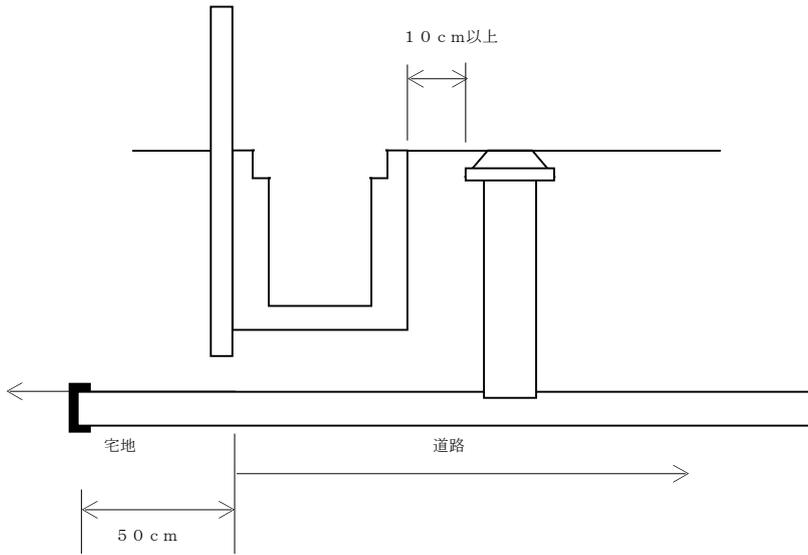
- ・ cは、取付管の状況を鏡で確認できないなどの問題があるため不可とする。
ただし、現場によっては特殊なケースもあるので、監督員と協議すること。

㊸ 悪い施工例

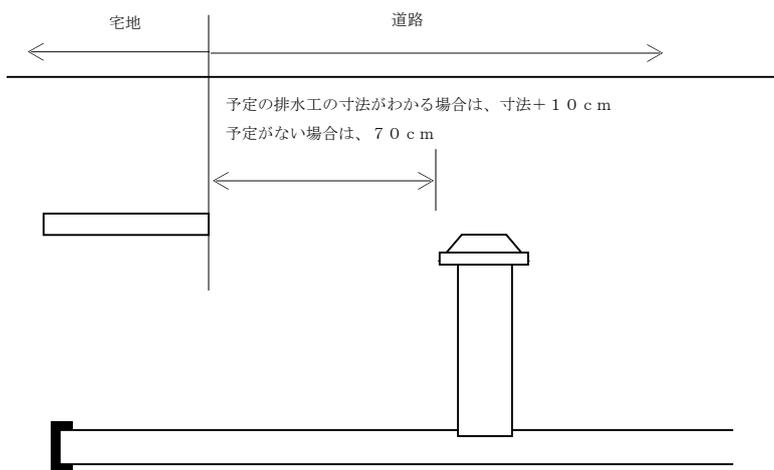


道路上に汚水柵を設置する場合

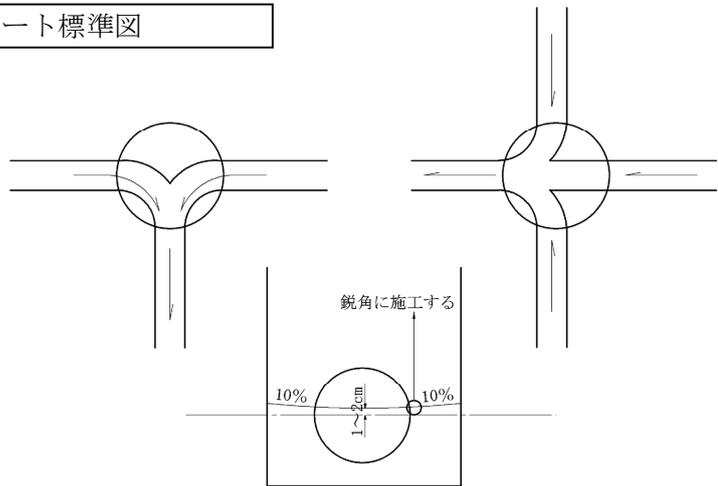
排水溝がある場合



排水溝がない場合



インバート標準図



<汚水枿の設置位置確認に関する注意事項>

汚水枿の設置位置については、確認方法の不徹底から、非常にトラブルや苦情が多いため、一般的注意事項をここに記す。

I. 汚水枿の設置位置確認者は、原則として地主とする。

Case A. 地主＝家主の場合 ～ 当該者

B. 地主≠家主の場合 ～ 地主及び家主とし確認書は連名とする。

C. 公道（里道等）、私道に係る場合は監督員と協議する。

II. 汚水枿は、1宅地1個を原則とする。

Case A. 1宅地1家屋の場合 地主＝家主 ～ 1個
地主≠家主

B. 1宅地複数家屋の場合 地主＝家主 ～ 1個

地主≠家主 ～ 各個

C. Case A・Bで、止むを得ない事情のある場合、監督員と協議するものとする。

D. 公道、私道に係る場合、監督員と協議するものとする。

III. 汚水枿工事に着手する場合は、次の点に注意する。

- 1) 設置申請書で回収し、また、各々の現況排水調査図を作成し、監督員と現地で確認した上で着工する。
- 2) 1)の設置申請書は原則として当該確認者に記入してもらい、現地立会いの上位置確認したものであること。
- 3) 1)の設置申請書でその位置に設置することが困難、または不相当と認められる場合は、当該者にその旨説明し、位置の変更確認等を行う。

IV. 汚水枡の技術的基準について

- 1) 汚水枡の高さは、宅内の排水整備を必要とする最遠地点の土被りを20cm以上とり、管勾配10%以上とし、また管の接続箇所及び隅角部の宅内枡の落差を1cm/ヶ所を見込み決定する。更に浄化槽施設のある場合は、槽への流入管の高さを基準に管勾配10%以上とし、前述の場合と比較し、枡の高さが大きくなる方とする。
尚、枡の深さは、宅地内の既設排水管の高さを事前に測量し、決定しなければならない。
- 2) その他の基準は別に定める。

<下水道工事安全対策について>

○ 安全対策事項

1. 事故防止について

最近埋戻し転圧不足によって生じる沈下段差、及び仮復旧の既設舗装との段差、マンホール蓋との摺付け不備、碎石の散乱等によって、二輪車の転倒事故等が発生しており関係機関から指導されています。

特に仮復旧はすみやかに施工するとともに、現場の維持管理に注意し事故防止に努め、工事現場には「徐行」等の標識板を設置し、夜間の安全管理に注意すること。

推進工法については、土砂の取り込み過ぎではないか、チェック体制を強化し路面を巡視すること。

2. 地下埋設物の破損防止について

埋戻しの不備により、埋戻し後数日経過したあと、圧密沈下により地下埋設物の破損が生じている。埋戻しは、下水道管布設工事特記仕様書にも記してありますように、仕上厚20cm毎に転圧するよう決められていますので徹底すること。

3. 舗装復旧工事について

舗装復旧については、舗装業選定名簿に登録されている舗装業者とすること。

4. 保安要員について

保安要員を現場には必ず常駐させること。

5. 残土仮置場について

残土仮置場の土場周辺住民に迷惑のかからないような措置を講ずること。

6. 工事標識板等について

工事標識板等の設置については、完全なものを設置し、また通行に邪魔にならない場所に設置すること。(交通標識等に設置しないこと)

7. その他

(イ) 建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守すること。

(ロ) 労働安全衛生法及び労働安全規則酸素欠乏症等防止規則を遵守し、建設作業中における災害の発生を防止すること。

石綿セメント管の撤去等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、
当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| <p>石綿のばく露防止対策及び 石綿粉じんの飛散防止対策の内容</p> | | |
| <p>石綿のばく露防止措置及び 石綿粉じんの飛散防止措置の概要</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿潤措置 ・保護具の使用 ・立入禁止措置 | <p>作業期間</p> | <p>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> |
| <p>この現場では〇〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。</p> | <p>令和 年 月 日 (表示日)</p> | |
| <p>石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇 (〇〇〇号)</p> <p>受講した特別の教育 : 〇〇〇〇〇の実施した講習 (令和 年 月 日 受講)</p> | <p>施工事業社名 : _____</p> <p>現場責任者氏名 : _____</p> | |

下水道工事の安全対策
チェックマニュアル（案）

一 目 次 一

第1章 総 則

- 第1 目的
- 第2 適用
- 第3 関連法令等の遵守

第2章 開削工事

- 第4 開削工事のチェック項目

第3章 推進・シールド工事

- 第5 推進・シールド工事のチェック項目

第4章 処理場・ポンプ場工事

- 第6 処理場・ポンプ場工事のチェック項目

〈参考資料〉

- 1. 事故事例集
- 2. 災害防止に関する関係法令等

第1章 総 則

第1 目的

本マニュアル（案）は、下水道工事における災害を防止するため、安全管理上最も必要と思われるチェック項目及び事故事例を示したものである。

第2 適用

本マニュアル（案）は、一般的な下水道工事の安全管理に適用する。

第3 関係法令等の遵守

下水道工事の安全管理にあたっては、工事に関する関係法令等を遵守しなければならない。

第2章 開削工事

第4 開削工事のチェック項目

| | |
|------|------|
| 工事種別 | 開削工事 |
|------|------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 | |
|--|--------------|--|-------|--------------------|--------------------|
| 安全設備 | 作業場の区分 | 作業場の区分は固定柵で明確にしているか。 <ul style="list-style-type: none"> 立入防止柵は隙間なく設置しているか 夜間照明施設は十分か 歩行者通路に工事車両が入っていないか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第10 | |
| | 仮橋の規格 | 仮橋に転落の危険性はないか。 <ul style="list-style-type: none"> 固定した手すりの間隔を1m以内 手すりの高さは1m以上 道路側には、保安灯を設置 仮橋部には、白色照明灯を設置 | | | |
| | 柵の規格 | 固定柵の高さは、1.2m以上あり、視界を妨げないものか。 | | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第11 |
| | | 移動柵は、高さ0.8m以上1m以下、長さ1m以上1.5m以下で容易に転倒しないものであるか。 | | | |
| | 移動柵の設置及び撤去方法 | 移動柵を連続して設置する場合は、移動柵の長さを越える間隔をあけていないか。 また、移動柵の間にはセイフティーコーンを置いているか。 | | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第13 |
| 移動柵を屈曲して設置する場合は、その部分の柵に隙間をあけていないか。 | | | | | |
| 交通流に対面する部分に移動柵を設置する場合、すりつけ区間を設けているか。 また、その区間の柵に間隔をあけていないか。 | | | | | |
| 歩行者及び自転車が移動柵に沿って通行する箇所、柵に間隔を設けていないか。 移動柵の設置及び撤去は、交通の流れを妨げないよう行われているか。 | | | | | |

| | |
|------|------|
| 工事種別 | 開削工事 |
|------|------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|------|---|--|---------------------|------------------------|
| 安全設備 | 歩行者対策 | 歩行者通路は明確か。 ・歩行者通路は柵等で区分されているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 24 |
| | 作業場内の工事用車両の駐車 | 作業場内に作業に使用しない車両を駐車していないか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 14、15 |
| | 作業場の出入口 | 作業場の出入口について次の項目をチェックする。 ・引戸式の扉を設けているか ・作業に必要なときは閉じているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 16 |
| | 道路標識等 | 道路敷または道路敷に接して土木工事を行う場合、道路標識等は正しく出されているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 17 |
| | | 標識等で高さ 0.8m～2.0mの部分は通行者の視界を妨げることのないよう、金網を張るなどの措置を施しているか。 | | |
| 保安灯 | 道路上または道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、高さ 1 m 程度のもので夜間 150m 前方から視認できる光度の保安灯を設置しているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 18 | |
| | 保安灯の設置間隔は交通流に直面する部分では 2m 以下、道路に面する部分では 4m 以下としているか。 | | | |
| 土留工 | 土留工設置 | 土留工未設置の掘削溝内で作業をしていないか。 ・掘削深さが 1.5m を超える場合土留工を設置しているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 41 |
| | 作業計画 | 土留工を行う場合、掘削の深さ、工事期間、土留工の型式等を計画しているか。 | | |
| | 事前調査 | 土留工を行う場合、土質状況等を確認しているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 42 |
| | 設計 | 土留工の設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準で行われているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 43 |
| | 部材の取付け | 掘削箇所土質が軟弱である場合には、鋼矢板で土留工を行っているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 45 |

| | |
|------|------|
| 工事種別 | 開削工事 |
|------|------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|-----|--|---|----------------|----------------------|
| 土留工 | 部材の取付け | 重要な仮設の場合、土留くいはH-300を最小部材としているか。 土留くいは所要の強度を有する木材で最小厚は3cm以上あるか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第48 |
| | | 土留板または鋼矢板等と腹おこしには、隙間はないか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第50 |
| | | 腹おこしは、 ・H-300を最小部材 ・垂直間隔は、3m程度 ・土留くい又は鋼矢板の頂部から1m以内としているか | | |
| 掘削工 | 埋設物等の取扱い | 埋設物等又は擁壁等による危険はないか。 ・擁壁の際を掘削する場合、擁壁の防護等、倒壊防止対策は大丈夫か | | 労働安全衛生規則 第362条 |
| | 点検 | 掘削面に浮石や、亀裂はないか。 | | 労働安全衛生規則 第358条、第534号 |
| | | 雨水、地下水等で地盤のゆるみはないか。 | | |
| | | 崩壊しやすい表土は前もって除いてあるか。 | | 労働安全衛生規則 第534条 |
| | | 地山の掘削作業者の選任を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第359条 |
| | | 作業主任の直接の指揮のもとに作業をしているか。 | | 労働安全衛生規則 第360条 |
| | 仮排水設備 | 仮排水設備及び、表面排水処理は十分か。 | | 労働安全衛生規則 第534条 |
| | 掘削勾配 | 掘削の勾配は安全か。 | | 労働安全衛生規則 第356条 |
| | 運搬機械等の取扱い | 運搬、掘削及び積込み機械の運行経路等を定めているか。 | | 労働安全衛生規則 第364条 |
| | 明かり掘削の作業場において運搬機械等を用いるとき、機械の誘導者を配置し、誘導をさせているか。 | | 労働安全衛生規則 第365条 | |

| | |
|------|------|
| 工事種別 | 開削工事 |
|------|------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|-----------------|--|---|---------------------|-----------------------------|
| 掘削工 | 安全装備 | 保護帽の着用は徹底しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 366 条 |
| | 掘削溝の照度 | 掘削溝内は必要な照度を確保しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 367 条 |
| | 車両系建設機械 (安全装備) | 運転席の座席、窓、扉等、オペレーターを防護する部分は破損していないか。 | | 労働安全衛生規則 第 167 条 |
| | | 車両系建設機械には、前照燈を備えているか。 | | 労働安全衛生規則 第 152 条 |
| | | 危険が生ずる恐れのある場所で、車両系建設機械を使用するときは、車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えているか。 | | 労働安全衛生規則 第 153 条 |
| | 車両系建設機械 (現場点検) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、地形・地質の状態等を調査しその結果を記録しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 154 条 |
| | 車両系建設機械 (機械の点検) | 車両系建設機械については 1 年以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 167 条、168 条 |
| | | 特定自主検査は、定期自主検査と同じ項目について、確実に実施しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 169 条の 2 |
| | | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業開始前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 170 条、第 171 条 |
| | | 自主検査または点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な処置を講じているか。 | | 労働安全衛生規則 第 170 条、171 条 |
| | 車両系建設機械 (作業計画) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときはあらかじめ、作業計画を定め作業を行っているか。 ・使用する車両系建設機械の種類及び能力 ・車両系建設機械の運行経路 ・車両系建設機械による作業方法 | | 労働安全衛生規則 第 155 条 |
| 車両系建設機械 (運転) | 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、あらかじめ適正な制限速度を定め作業を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 156 条 | |

| | |
|------|------|
| 工事種別 | 開削工事 |
|------|------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|--------------------|---|---|---------------------|---------------------|
| 掘削工 | 車両系建設機械 (運転) | 車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、以下の措置を講じているか。 ・作業装置等を地上に降ろす ・原動機を止める ・走行ブレーキを施す | | 労働安全衛生規則 第 160 条 |
| | | 車両系建設機械を用いて作業を行うとき、構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 163 条 |
| | | 車両系建設機械を主用途以外の用途に使用していないか。 | | 労働安全衛生規則 第 164 条 |
| | 車両系建設機械 (補修) | 車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行うときには、作業を指揮するものを定め、措置を講じさせているか。 | | 労働安全衛生規則 第 165 条 |
| | | 車両系建設機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させているか。 | | 労働安全衛生規則 第 166 条 |
| | 車両系建設機械 (接触の防止) | 運転中に接触する恐れのある箇所を立入禁止区域としているか。 | | 労働安全衛生規則 第 158 条 |
| | | 運搬機械等の運行経路等を関係労働者に周知させているか。 | | |
| | 車両系建設機械 (転倒防止) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転落による労働者の危険を防止するため、路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止等必要な措置を講じているか。 | | 労働安全衛生規則 第 157 条 |
| | | 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合、誘導者を配置し誘導させているか。 | | |
| | | 運転者は誘導者が行う誘導に従っているか。 | | |
| 車両系建設機械 (機械の誘導) | 車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め誘導者に合図を行わせているか。 | | 労働安全衛生規則 第 159 条 | |
| | 運転者は誘導者の合図に従っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 159 条 | |

| | |
|------|------|
| 工事種別 | 開削工事 |
|------|------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|---------|--------------------|--|-------|-------------------------|
| 掘削工 | 車両系建設機械 (機械の移送) | 車両系建設機械を移送する時、転倒、転落などによる危険を防止するため、次の措置を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・積卸しは、平たんで、堅固な場所で行っているか ・道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けられているか ・盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅強度及び勾配を確保しているか | | 労働安全衛生規則 第 161 条 |
| | 車両系建設機械 (搭乗) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 162 条 |
| | 杭、矢板の撤去 | 埋戻しに際して、杭、鋼矢板等は撤去しているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 76 |
| 埋戻し | 管の仮接続 | 仮接続部の漏水対策は十分か。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 79 |
| | | 道路敷における埋戻しは、厚さ 30 c m、路床部では 20 c m を越えない層ごとに締め固めているか。 | | |
| | | 道路敷以外における埋戻しは、厚さ 30 c m 以下の層ごとに締め固めているか。 | | |
| 土留工撤去 | 土留工撤去 | 土留工は、締め固め毎に引き抜いているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 77 |
| | 土留工の解体 | 土留工の解体は、解体しようとする土留工部材の下端まで埋戻しが完了した後行っているか。 | | |
| マンホール設置 | マンホール内作業 | マンホール内作業を開始する前に可燃性ガス濃度測定を実施しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 322 条 |
| | | マンホール内での禁煙を徹底しているか。 | | |

第3章 推進・シールド工事

第5 推進・シールド工事のチェック項目

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|------|--------------|---|-------|--------------------|
| 安全設備 | 道路標識等 | 道路標識は正しく出ているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第17 |
| | | 遠方より工事箇所の確認はできるか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第19 |
| | 交通の誘導 | 作業場付近で交通の誘導は正しく行われているか。 | | |
| | 工事車両の誘導 | 作業場への工事車両の出入りは誘導員に工事車両の誘導をさせているか。 ・工事車両の運転者を誘導員の指示に従わせているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第14 |
| | 作業場の区分 | 作業場の区分は固定柵で明確にしているか。 ・立入防止柵はすき間なく設置しているのか。 ・夜間照明施設は十分か。 ・歩行者道路に工事車両が入っていないか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第10 |
| | 柵の規格 | 固定柵の高さは、1.2m以上あり、視界を妨げないものか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第11 |
| | | 移動柵は、高さ0.8m以上1m以下、長さ1m以上1.5m以下で容易に転倒しないものであるか。 | | |
| | 移動柵の設置及び撤去方法 | 移動柵を連続して設置する場合は、移動柵の長さを越える間隔をあけていないか。また、移動柵の間にはセーフティーコーンを置いているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第13 |
| | | 移動柵を屈曲して設置する場合は、その部分の柵に隙間をあけていないか。 | | |
| | | 交通流に対面する部分に移動柵を設置する場合、すりつけ区間を設けているか。また、その区間の柵に隙間をあけていないか。 | | |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|--|---------------|--|-------|------------------------|
| 安全設備 | 移動柵の設置及び撤去方法 | 歩行者及び自転車が移動柵に沿って通行する箇所で、柵に隙間を設けていないか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 13 |
| | | 移動柵の設置及び撤去は、交通の流れを妨げないように行われているか。 | | |
| | 歩行者対策 | 歩行者通路は明確か。 ・歩行者通路は柵等で区分されているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 24 |
| | 作業場内の工事用車両の駐車 | 作業場内に作業に使用しない車両を駐車していないか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 14、15 |
| | 作業場の出入口 | 作業場の出入口について次の項目をチェックする。 ・引戸式の扉を設けているか ・作業に必要なないときは閉じているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 16 |
| | 道路標識等 | 道路敷または道路敷に接して土木工事を行う場合、道路標識等は正しく出されているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 17 |
| | | 標識等で高さ 0.8m～2.0mの部分は通行者の視界を妨げることのないよう、金網を張るなどの措置を施しているか。 | | |
| | 保安灯 | 道路上においてまたは、道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、高さ 1m 程度のもので、夜間 150m 前方から視認できる光度の保安灯を設置しているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 18 |
| 保安灯の設置間隔は、交通流に直面する部分では 2m 以下、道路に面する部分では 4m 以下としているか。 | | | | |
| 立坑築造（土留工） | 部材の取付け | 土留工の部材取付けは適切か。 ・切りばり及び腹起しは、矢板くい等に確実に取り付けてあるか ・山留工の部材を、設置済みの山留部材の上等に仮置きしていないか | | 労働安全衛生規則 第 371 条 |
| | 点検 | 土留工の材料に著しい破損はないか。 | | 労働安全衛生規則 第 368 条 |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 | |
|---------------|-----------------------|--|---|---------------------|------------------|
| 立坑築造 (土留工) | 土留工の点検 | 土留工設置中は常時、土留工の点検整備を行っているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 54 | |
| | | 土留工設置後七日以内ごと及び地震、大雨等の後に土留工の点検を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 373 条 | |
| | 組立図の作成 | 土留工組立時に組立図作成しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 370 条 | |
| | 土留工作業主任者の選任 | 土留工作業主任者を選任しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 374 条 | |
| | | 土留工作業主任者は、土留工設置作業を直接指揮しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 375 条 | |
| | 作業計画 | 掘削の深さ、工事期間、土留工の型式等を計画しているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 41 | |
| | | 土留工を行う場合、土質状況等を確認しているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 42 | |
| | 土留工の設計 | 土留工の設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準で行われているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 43 | |
| | 部材の取付け | 掘削箇所の土質が軟弱である場合は、鋼矢板で土留工を行っているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 45 | |
| | | 重要な仮設の場合、土留くいは、H-300 を最小部材としているか。 土留板は所要の強度を有する木材で最小厚は 3 c m 以上あるか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 48 | |
| | | 土留杭又は、鋼矢板等と腹おこしには隙間はないか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 50 | |
| | | 腹おこしは ・ H-300 を最小部材 ・ 垂直間隔は、3m 程度 ・ 土留くい又は鋼矢板の頂部から 1m 以内とする。 | | | |
| | 立坑築造 (地盤改良工・薬液注入工) | 転落防止措置 | 開口部に対する措置はよいか。 ・ 一時的に開口を設ける場合でも本格的な転落防止対策を講じているか ・ 囲い、手すり等を設置しているか ・ 囲い、手すり等の設置が困難な場合防網、安全带等の転落防止措置をとっているか | | 労働安全衛生規則 第 519 条 |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|-----------------------|---|--|------------------|---------------------|
| 立坑築造 (地盤改良工・薬液注入工) | 転落防止措置 | 覆工板をスライドさせて、仮受けし、開口を設けた場合、この覆工板上を立入禁止としているか。 | | |
| | ボーリングマシン等の取扱い | ボーリングマシン等の倒壊防止措置を取っているか。 ・軟弱な地盤に据え付けるときは敷板、敷角等を使用しているか ・杭の引き抜きと打ち込みを短時間に繰り返す等、杭打機のバランスを崩す運転をしていないか | | 労働安全衛生規則 第 173 条 |
| | ボーリングマシン等の取扱い | ボーリングマシンの選定はよいか ・杭打機は自立が確実な機種を選定しているか | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 85 |
| | | 公道に隣接した場所で杭打機を用いる場合、交通誘導員に誘導をさせているか。 | | |
| | | 巻き上げ用ワイヤロープは、巻き上げ装置の巻胴にクランプ、クリップ等を用いているか。 | | 労働安全衛生規則 第 176 条 |
| | | ボーリングマシン等に使用するウィンチは、歯止め装置等のブレーキを備え付けているか。 | | 労働安全衛生規則 第 178 条 |
| | | ボーリングマシン等の巻き上げ装置に荷重をかけたまま、運転者が運転位置を離れていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 186 条 |
| | | ボーリングマシンのある巻き上げ用ワイヤロープの内側に労働者が立ち入っていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 187 条 |
| | | ボーリングマシン等でロッド等を引き上げるとき、その玉掛け部が巻き上げ用溝車又は滑車装置の直下になるようにつり上げているか。 | | 労働安全衛生規則 第 188 条 |
| | | ボーリングマシン等の操作において一定の合図を定めているか。 | | 労働安全衛生規則 第 189 条 |
| | ボーリングマシン等を用いて作業を行うときは作業方法、手順について定めているか。 | | 労働安全衛生規則 第 190 条 | |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|-----------------------|--------|--|---------------------|-------------------------|
| 立坑築造 (地盤改良工・薬液注入工) | | ボーリングマシン等を用いた作業を行うときは、作業を指揮する者を指名しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 190 条 |
| | | ボーリングマシン等を組立てたとき次の項目について点検を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・機体の緊結部のゆるみ及び損傷 ・巻き上げ用ワイヤロープ、みぞ車及び滑車装置の取付状態 ・巻き上げ装置のブレーキ及び歯止め装置の機能 ・ウィンチの据え付け状態 ・控えのとり方及び固定の状態 | | 労働安全衛生規則 第 192 条 |
| 立坑築造 (覆工) | 覆工板の取付 | 覆工には、ずれ止めのついた鋼製またはコンクリート製の覆工板を使用しているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 56 |
| | | 覆工板は段差を生じないように設置しているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 57 |
| | | 覆工板の間に隙間はないか。 | | |
| | | 覆工部と道路部が接する部分についてアスファルト・コンクリート等でのすき間を充填しているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 58 |
| | | 通行車両によるはね上がりや車両の制動によりズレが生じないように設置されているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 61 |
| | | 受桁の覆工板支承部は、覆工板が破損しない様に十分支持面をとっているか。 | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 62 |
| | | 覆工の受桁は <ul style="list-style-type: none"> ・鋼製 ・中央部のたわみは、最大スパンの 400 分の 1 でかつ、2.5 c m 以下であるか | | 建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 63 |
| | | 覆工部の出入口 | 覆工部の出入口は作業内に設けているか。 | |
| 覆工部の出入口に堅固な囲いを設けているか。 | | | | |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|--|---|--|------------------|------------------------|
| 立坑築造 (覆工) | 覆工板下への資 機材の搬入 | 覆工板の一部をはずし、資器材等の搬入を行う場合、その周辺に移動柵等を設けているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 66 |
| | | 覆工板の保安要員を配置し、常時点検を行っているか。 | | 建設工事公衆災害防止対策要綱 第 67 |
| 立坑築造 (掘削工) | 車両系建設機械 (安全装備) | 車両系建設機械には、前照燈を備えているか。 | | 労働安全衛生規則 第 152 条 |
| | | 立坑内で、車両系建設機械を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えているか。 | | 労働安全衛生規則 第 153 条 |
| | 車両系建設機械 (調査・記録) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転落、地山の崩壊等、労働者の危険を防止するため、あらかじめ、地形・地質の状態等を調査しその結果を記録しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 154 条 |
| | 車両系建設機械の使用に係る危険の防止 | 車両系建設機械の種類や、運行経路、作業方法について計画を立てているか。 ・車両系建設機械の種類、能力、大きさはよいか ・車両系建設機械の作業の方法を定めているか | | 労働安全衛生規則 第 155 条 |
| | 車両系建設機械 (機械の点検) | 運転席の扉、窓、屋根、座席等は破損していないか。 | | |
| | | 車両系建設機械については、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 167 条、168 条 |
| 特定自主検査は、定期自主検査と同じ項目について、確実に実施しているか。 | | | 労働安全衛生規則 第 169 条 | |
| 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業開始前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行っているか。 | | | 労働安全衛生規則 第 170 条 | |
| | 自主検査または点検を行った際に、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な処置を講じているか。 | | 労働安全衛生規則 第 171 条 | |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|---------------|--------------------|---|-------|---------------------|
| 立坑築造 (掘削工) | 車両系建設機械 (作業計画) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときはあらかじめ、作業計画を定め作業を行っているか。 ・使用する車両系建設機械の種類及び能力 ・車両系建設機械の運行経路 ・車両系建設機械による作業方法 | | 労働安全衛生規則 第 155 条 |
| | 車両系建設機械 (運転) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ適正な制限速度を定め、それにより作業を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 156 条 |
| | | 車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは以下の措置を講じているか。 ・作業装置等を地上に降ろす ・原動機を止める ・走行ブレーキを施す | | 労働安全衛生規則 第 160 条 |
| | | 車両系建設機械を用いて作業を行うとき、構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 163 条 |
| | | 車両系建設機械を主用途以外の用途に使用していないか。 | | 労働安全衛生規則 第 164 条 |
| | | 車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行うときは、作業を指揮するものを定め、措置を講じさせているか | | 労働安全衛生規則 第 165 条 |
| | | 車両系建設機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させているか。 | | 労働安全衛生規則 第 166 条 |
| | 車両系建設機械 (接触の防止) | 運転中に接触する恐れのある箇所を立入禁止区域としているか。 | | 労働安全衛生規則 第 158 条 |
| | | 運搬機械等の運行経路等を関係労働者に周知させているか。 | | |
| | | 立坑内で車両系建設機械を用いて作業を行うときは、接触により落下する危険性はないか。あらかじめ周囲の状態を調査しその結果を記録しているか。 | | |
| | 車両系建設機械 (機械の誘導) | 車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め誘導者に合図を行わせているか。 | | 労働安全衛生規則 第 159 条 |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|---------------|--------------------|---|-------|------------------------|
| 立坑築造 (掘削工) | 車両系建設機械 (機械の誘導) | 運転者は誘導者の合図に従っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 159 条 |
| | 車両系建設機械 (機械の移送) | 車両系建設機械を移送する時、転倒転落などによる危険を防止するため次の措置を講じているか。 ・積卸しは、平たんで、堅固な場所で行っているか ・道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けられているか ・盛土、仮設台を使用するときは、十分な幅強度及び勾配を確保しているか | | 労働安全衛生規則 第 161 条 |
| | 車両系建設機械 (搭乗) | 車両系建設機械を用いて作業を行うときは乗車席以外の箇所に労働者を乗せていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 162 条 |
| | 移動式クレーン 等の取扱い | 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンにその移動式クレーン検査証を備えているか。 | | クレーン等安全規則 第 63 条 |
| | | 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、次の事項を定めているか。 ・移動式クレーンによる作業の方法 ・移動式クレーンの転倒を防止するための方法 ・移動式クレーンによる作業に係わる労働者の配置、指揮系統 | | クレーン等安全規則 第 66 条の 2 |
| | | 移動式クレーンを用いて荷を釣り上げるときは、外れ止め装置を使用しているか。 | | クレーン等安全規則 第 66 条の 3 |
| | | 釣り上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務に労働者を使わせるとき、労働者に対し業務に関する安全のための教育を行わせているか。 | | クレーン等安全規則 第 67 条 |
| | | 運転者は移動式クレーン運転士免許を受けた者であるか。 | | クレーン等安全規則 第 68 条 |
| | | 移動式クレーンに、その規格荷重を越える荷重をかけて使用してはいないか。 | | クレーン等安全規則 第 69 条 |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|---------------|------------------------------|--|--------------------------|---------------------|
| 立坑築造 (掘削工) | 移動式クレーン等の取扱い | 移動式クレーンの運転者は、荷を吊ったままで、運転位置から離れてはいないか。 | | クレーン等安全規則 第 75 条 |
| | 転落防止措置 | 高所作業に対する措置はよいか。 ・足場管による作業床の設置 ・安全ネットの設置 | | 労働安全衛生規則 第 518 条 |
| | | 安全帯取り付け設備の点検を行っているか。または、親網を設置しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 521 条 |
| | | 安全帯の点検を行っているか。 | | |
| | | 安全ネットの取付は適切か。 ・落差は 4.5m 以内か | | 労働安全衛生規則 第 519 条 |
| | | 強風時や悪天候時に高所作業をさせていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 522 条 |
| | | 落下物事故防止対策 | 物体の落下の恐れのある場合、防網を設けているか。 | |
| | 物体の落下の恐れのある場所を立入禁止としているか。 | | | |
| | 物体の落下の恐れのある場合、落下物防護柵を設けているか。 | | | |
| | 投下作業 | 3m 以上の高さから物を投下する場合、投下設備を設けているか。 | | 労働安全衛生規則 第 536 条 |
| | | 投下作業をするとき、投下場所を立入禁止区域としているか。 | | |
| | | 安全帽、安全靴等の飛来物の防護具はよいか。 | | 労働安全衛生規則 第 538 条 |
| | 物の配置 | 物の置き方は適切か。 ・足場、鉄骨等、落下しやすい高所に物を置いてないか ・強風時はネット、シート等で覆い飛散防止を施しているか | | 労働安全衛生規則 第 538 条 |
| 推進・掘削工 | 調査 | 落盤、出水、ガス爆発などによる労働者の危険を防止するため、ボーリング等の調査を行い、その結果を記録しているか。 | | 労働安全衛生規則 第 379 条 |
| | 計画 | 施工計画を定め、作業を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 380 条 |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|---------------------------------|--|---|---------------------|------------------------|
| 推進・掘進工 | 計画 | <p>施工計画は次の事項が示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削の方法 覆工の施工方法 湧水の処理方法 可燃性ガスの処理、換気方法 照明の計画 | | 労働安全衛生規則 第 380 条 |
| | | <p>施工計画が地山の状態に適応しなくなったときは、施工計画を変更し作業を行っているか。</p> | | 労働安全衛生規則 第 383 条 |
| | 点検 | <p>掘進作業を行うときは落盤、出水ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、毎日、次の事項を観察し、その結果を記録しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地質及び地層の状態 含水及び湧水の有無及び状態 可燃ガスの有無及び状態 高温のガス及び蒸気の有無及び状態 | | 労働安全衛生規則 第 381 条 |
| | | <p>可燃性ガスが発生する恐れのあるときは、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、測定させ、その結果を記録させているか。</p> | | 労働安全衛生規則 第 382 条の 2 |
| | | <p>爆発又は火災の恐れのあるときは自動警報装置を設けているか。</p> | | 労働安全衛生規則 第 382 条の 3 |
| | シールド機内作業 | <p>シールド機本体内では、機械に衣服や、頭髮が巻き込まれないよう、適切な作業服と安全帽を着用しているか。</p> | | 労働安全衛生規則 第 110 条 |
| <p>切削屑が飛来する場所に労働者が立入っていないか。</p> | | | 労働安全衛生規則 第 106 条 | |
| シールド機の補修 | <p>機械の給油、修理、点検を行う場合、労働者に危険を及ぼす恐れのあるとき、機械を停止しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主電源を切って補修しているか 補修のため機械を停止させるとき起動装置に鍵をかけ表示盤をつける等、誤起動を防止する措置を講じているか | | 労働安全衛生規則 第 107 条 | |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|--------|---------------|---|-------|------------------------|
| 推進・掘進工 | 埋設物の撤去 | 危険物が存在する恐れのある場所で火気を用いていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 279 条 |
| | 障害物の撤去 | 危険物または爆発物が存在する恐れがある配管に、火気を使用する作業をしていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 285 条 |
| 坑内設備 | 車両系荷役運搬機械の取扱い | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業計画を定め作業を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 3 |
| | | 作業計画は、車両系荷役運搬機械等の運行経路、作業方法が示されているか。 | | |
| | | 作業計画を定めたときは、関係労働者に周知させているか。 | | |
| | | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業の指揮者を定め作業計画に基づき作業の指揮を行わせているか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 4 |
| | | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ適正な制限速度を定め、それにより作業を行っているか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 5 |
| | | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、転落による労働者の危険を防止するため、必要な措置を講じているか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 6 |
| | | 路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合、転落または転落を防止するため、誘導者を配置し、誘導させているか。 | | |
| | | 車両系荷役運搬機械等の運転者は誘導者が行う指導に従っているか。 | | |
| | | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中に接触することにより労働者に危険が生ずる恐れのある箇所に労働者を立入らせてはいないか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 7 |
| | | 車両系荷役運搬機械等の運転者は誘導者が行う誘導に従っているか。 | | |

| | |
|------|-----------|
| 工事種別 | 推進・シールド工事 |
|------|-----------|

| 工種 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | 関連法令指針等 |
|------|---------------|--|-------|-------------------------|
| 坑内設備 | 車両系荷役運搬機械の取扱い | 車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め合図を行わせているか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 8 |
| | | 車両系荷役運搬機械等の運転者は合図に従っているか。 | | |
| | | 車両系荷役運搬機械等のフォークショベル、アーム等の下に労働者が立ち入っていないか。 | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 9 |
| | | 偏荷重が生じないように積載しているか。 ・ 偏荷重が生じないように積載しているか ・ 荷にロープまたはシートを掛けているか | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 10 |
| | | 乗車席以外の箇所に労働者を乗車させていないか。 | | |
| | | 車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、次に示す措置を講じているか。 ・ フォーク、ショベル等の荷役装置を降下させる ・ 原動機を止め、ブレーキをかける | | 労働安全衛生規則 第 151 条の 11 |

検査時の留意事項（下水道管布設工事）

1. 完成検査時に気づいた点

書類検査

1. 施工計画書等（共通）

(1) 工程管理

- ・請負金額が二千万円以上の工事を、ネットワーク形式で作成していない。（監督員の承認を受けてバーチャート方式で作成してもよい。）

(2) 現場組織表

- ・現場組織表に下請の施工体系図がない。
- ・労働安全衛生法による作業主任者の選任がない。又は、漏れがある。
- ・下請業者の作業において作業主任者の選任が必要な作業における作業主任者の選任届がない。
- ・作業主任者一覧表（技能講習修了者一覧表）がない。

(3) 安全管理

- ・月4時間以上の安全訓練計画の記載がない。
- ・安全管理計画において、社内パトロール、KY活動、ツールボックスミーティングの記載がない。

(4) 主要資材

- ・主要資材において、品質証明する書類を明示する欄がない。
- ・一覧表が作成されておらず、わかりにくい。
- ・使用材料の保管方法についての記述がない。
- ・Asコンや生コンクリート等のプラント位置図や運搬経路図、運搬時間等の記述がない。

(5) 施工方法

- ・標準的な施工方法が記載してあり、その工事に合致していないところがある。
- ・残土搬出又は土砂搬入についての計画がない。
- ・特記仕様書等で仮設の安定計算の確認を義務づけている場合に、確認計算書がない。
- ・二次製品類の施工方法において、据付機械の記載がない。
- ・下請工事や工場製作における施工方法の記述が漏れている。

(6) 施工管理計画

- ・出来形・品質・写真管理において管理頻度の記載が漏れている。
- ・出来形・品質・写真管理の管理頻度が、施工管理基準どおりでない。また、その場合の説明書きがない。
- ・工程管理計画、段階確認計画、社内検査計画についての記載がない。
- ・下請工事や工場製作における施工管理や品質管理の管理計画が漏れている。

(7) 交通管理

- ・交通管理計画において、地図や図面等による説明がない。
- ・過積載に対する運行防止について説明がない。
- ・交通整理員や安全施設の配置が現場状況（通学路・バス路線・営業店舗その他）に即して作成されていない。
- ・夜間の安全対策が必要な現場であるにも関わらず、夜間の安全対策計画の記述がない。

(8) 環境対策

- ・ 工事に伴う騒音・振動、水質汚濁、ごみ・ほこり対策がない。
- ・ 宮崎市環境配慮指針に関する記載がない。

(9) 現場作業環境

- ・ 一日の作業サイクル計画が安全管理計画若しくは、現場作業環境計画にない。
- ・ 現場事務所や土場、資材置き場に関する位置図・配置図等の記載がない。

(10) 再資源の利用促進

- ・ 産業廃棄物運搬業者、処理業者との契約書、許可書の写しがない。
- ・ 再生資源利用（促進）計画書に土砂に関する搬出計画の記載がない。

(11) 施工計画書

- ・ 変更項目について、変更施工計画書が作成されていない。（施工方法、実施工程表、管理箇所の変更等）

2. 施工管理書類（各工種共通）

(1) 工程管理

- ・ 実施工程表に、休日・天候・フォローアップ・社内検査日・書類整理・完成日・立会日の記載がない。

(2) 安全管理

- ・ 第1回目の安全訓練実施日が、工事着手前に行われていない。
- ・ 安全訓練に下請が参加していない。
- ・ 安全訓練の写真と記録簿が整理されていない。
- ・ 安全管理写真において、重機の点検状況写真がない。
- ・ 設計が交通誘導員Aの場合、交通誘導員Aが従事した記録が整理されていない。

(3) 工事材料

- ・ 承認願いに有効期間切れがある。（再生ラン・粒調砕石・As等）
- ・ 設計変更により追加となった承認願いが提出されていない。
- ・ コンクリート二次製品の品質証明書（製品検査記録表・製品検査立会証明書）が提出されていない。

(4) 施工状況

- ・ 不可視部を確認できる写真がない。
- ・ 過積載と誤解されるような積込状況写真がある。又は、過積載でないことを確認できる写真がない。
- ・ 仮設備写真において、現場事務所内部写真（救急箱や消火器、週間工程表等）がない。
- ・ 二次製品類の据付機械が確認できない。又は、BHのクレーン仕様が確認できない。
- ・ 排ガス対策型の建設機械を同種で数台使用している場合、すべてが排ガス対策型であったか確認が出来ない。
- ・ 重機の低騒音型証明シールが‘97年基準のものとなっていない。

(5) 施工管理・書類整理

- ・ 出来形管理図表が工種毎にまとめられていない。（見やすく整理されていない）
- ・ 数量総括表・出来形管理総括表・品質管理総括表が作成されていない。
- ・ 状況写真、出来形写真、品質管理写真等の項目毎の整理の場合、違う項目に整理されている写真がある。
- ・ 出来形管理の工程能力図に、規格値の50%80%の表示がない。
- ・ 品質管理の工程能力図に、規格値の50%の表示がない。
- ・ 測点が5点未満については工程能力図を作成しなくてよい。（提出書類の整理）
- ・ 施工管理頻度が施工計画書どおりでない。
- ・ 設計値・実測値の2段書きが徹底していない。（明示していない。設計値が空白となっている）
- ・ 段階確認書、材料承認願いが提出されていない。
- ・ マニフェスト表に整理番号を記載して集計表を整理していない。
- ・ 自社管理値を設けているのに、自社管理値内に管理されておらず、自社管理値を設けた意味を満たしていない。

(6) 施工体制台帳

- ・施工体系図を作成していない。
- ・主任技術者の資格を有することの証明書の写しの書類がない。
- ・主任技術者の恒常的な雇用関係にあることの証明するものの写しの書類がない。
- ・元請業者と下請業者（下請業者と孫請業者）の契約書及び約款の写しの書類がない。

3. 施工・施工管理（工種毎）

(1) 下水道

- ・写真の影の部分が見えない。
- ・土留工において、アルミ腹起こし等の強度を証明する書類がない。
- ・矢板の引抜状況写真がない、又は、施工機械が確認できない。
- ・矢板引抜後の間詰め充填状況が確認できない。
- ・マンホール継手や基礎、標識シートが全箇所、写真管理されていない。
- ・マンホール継手部のバックアップ材が、写真管理されていない。
- ・塩ビ管類の品質証明書において、日本下水道協会の製造工場認定証がない。
- ・無収縮高流動性モルタルの攪拌状況写真がない。
- ・推進工や薬液注入工においてプラント全景の写真がない。
- ・ケーシング立坑において、墨出し管理がない。
- ・マンホール間40m未満の出来形管理が、仕様書のとおり2箇所管理されていない。

(2) その他

- ・写真が接写しすぎて、全体の状況が解らない。
- ・現場代理人が下請任せで、現場を把握していない。
- ・下請通知が、施工計画書の現場組織表と合っていない。
- ・現場代理人が、常時腕章をしていなかったと思われる写真がある。（丁張り立会、安全訓練、ミーティング、コンクリート圧縮試験等）また、検査時に代理人が腕章をしてきていない。
- ・形式だけの社内検査がある。（報告書の結果報告がない。また、現場検査で使用した資料がない）
- ・道路使用許可期間が、実際の工事期間と合っていない。（工期延長との整合性）
- ・残土処理箇所が確認できない。
- ・産業廃棄物の運搬状況写真に、車両に貼る産業廃棄物収集運搬車のステッカーが確認できない。
- ・過積載と疑われる運搬写真がある。
- ・新市建設事業の場合、工事看板が新市建設事業の工事看板となっていない。

実地検査

(1) 現場等

- ・検査のための人員（交通誘導員等）や器材（鏡、酸欠測定器、シュミットハンマー、スラント等）が揃っていない。
- ・検査前の社内検査や清掃がなされていない。
- ・モルタル仕上げが甘く、剥離してしまっている。
- ・アスファルト舗装において、水溜りが見られる。
- ・汚水桝の予定管が逆勾配になっている。
- ・現場代理人の腕章が徹底されていない。
- ・測点や出来形管理を行った箇所のマーキングが残っていない。
- ・仮BMが保存されていない。（仮BMの設置場所が好ましくなく、施工中に使用したものがなくなっている）

2. 完成検査時の体制等（お願い）

- (1) 現道での検査が多く、通行人及び通行車両の安全を確保するために、誘導員の手配やバリケード等の安全施設の用意を行う。
- (2) 検査に必要な器材は十分用意しておく。
（酸素濃度測定器：1基、マンホールあけ：3本、懐中電灯：4個、汚水桝あけ：1個、レベル、スタッフ等：1式、テープ、箱尺、メジャー、ピンポール：1式）
- (3) 管の目視検査時にマンホール等を開けた場合、必ずマンホール開口部に誘導員を配置する。また、蓋を閉める場合は、段差やゆるみのないように行う。
- (4) 少人数で、効率よく行動する。
（計測者、器具、写真、黒板の担当を事前に決めておく）
- (5) 工期内に完成届を提出する。
（現場の完成、後片付け、提出書類すべて揃って完成である）
- (6) 延長等の計測状況写真は、検査員が確認している終点から起点へ向けて撮影する。
- (7) 管路を確認する場合は、照度の高い懐中電灯を準備する。
（電池も古くないか確認する）
- (8) 指示事項や手直しがあつた場合は、速やかに対処して確認を受ける。
- (9) 検査員、対応する現場代理人のお互いが、面識のない場合は名刺等を提示するか、名札を付けて対応をする。
- (10) 晴天の場合、鏡による取付管確認時に影を作って見やすくする。

3. 今後のための記録を

- (1) 工事期間中の反省と現場の貴重な資料及び検査指摘事項を整理して残す。
（受検結果記録簿：次回の工事では指摘事項を減らす・次の現場で生かす）

完成検査時における指摘・指導事項

| | |
|----|--------|
| 資料 | 下水道整備課 |
|----|--------|

| | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 品質 | 試験方法と報告書が整っているか。 |
| | 使用材料、砕石、アスファルト等の品質証明・配合期限。 |
| 出来形 | 検測丁張り・検測機器は正しいか。 |
| | 写真数値と工程能力図数値とは整合しているか。 |
| | 管理規格値の50%、80%の明示。 |
| 写真 | 写真撮影箇所が施工計画と合っているか。管理数は適当か。 |
| | 撮影箇所・光線・黒板位置等の工夫。 |
| | 設計と実測を図示する。 |
| | 土留工：根入長、一次掘削（1.5m～設置）と二次掘削が確認できるか。 |
| | 土留工：施工機械は適切か。土留材の検測。 |
| | 可とう継手施工状況・バックアップ材・接着剤・圧着状況。 |
| | 可とう継手施工状況は全箇所撮影する。 |
| | 現場において試験する場合は背景も撮影し、数値は拡大写真を撮る。 |
| | 舗装乳剤散布は飛散防止、側面のはけ塗り状況を撮ること。 |
| | 既設舗装厚の管理・撮影。高流動性モルタル配合管理の撮影。 |
| | 管路に光を入れた写真。 |
| | マンホール・土留材等の吊込み・引抜き時には機械も撮る。 |
| | 塩ビMHの全工程写真も必要（1、2箇所）。 |
| | インバート撮影時、マンホール番号と流下方向の明示。 |
| | ためき堀をしたところは埋戻状況（確実な転圧・水締め等）を撮る。 |
| | 使用機械の騒音・排出ガス規制ラベル撮影、整備記録。 |
| 現場事務所周辺・内部・工事に関連する掲示物の撮影。 | |
| 関係書類 | 社内パトロール・検査等の撮影及び記録。 |
| | 補助と単独それぞれ施工状況と出来形測写真は分けて整理する。 |
| | 警察、水道、ガス、NTT、九電等関係機関の許可・協議簿。 |
| | 砂等の産地（認可の確認）。 |

受 検 結 果 記 録 簿

| | | | | |
|----------------|----------------------|--------------|--------------------------|-----|
| 検 査 番 号 | | 提出日 令和 年 月 日 | | |
| 工 事 名 | | | | |
| 受 注 者 | | | | |
| 検 査 種 類 | (一部) 完成検査・出来高検査・中間検査 | | | |
| 検 査 日 | 令和 年 月 日 | 検 査 員 | | |
| 指摘事項 | | 処置報告 | 確認欄 | |
| (書類検査) | | | <input type="checkbox"/> | |
| | | | <input type="checkbox"/> | |
| (現場検査) | | | <input type="checkbox"/> | |
| | | | <input type="checkbox"/> | |
| (確認日：令和 年 月 日) | | | | |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 課 員 (後閲) | 監督員 |
| | | | | |

(注)1：裏面の「受験結果記録簿 記入要領」に従い作成すること。

(注)2：課員への供覧は、事務処理が停滞しないよう事務処理終了の供覧にて行うものとする。

【受験結果記録簿 記入要領】

1. 受験時の指摘事項について、検査員の指示に従い書類検査と現場検査とに分けて記載すること。
2. 指摘事項を記載する際は、指摘事項に対する処置対応済のものと今後対応するものと分けて記載すること。

《記載例》

| 指摘事項 | 処置報告 | 確認欄 |
|----------------|--------------|--------------------------|
| (書類検査) | | |
| 1. ○○○○すること。 | ○○を訂正しました。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. △△△△すること。 | △△を追加提出しました。 | <input type="checkbox"/> |
| 【一行あける】 | | |
| 3. ■■■■すること。 | 今後、■■します。 | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> |

3. 指摘事項に対する処置報告において、受注者による対応済のものについては監督員が確実に確認を行い、受験結果記録簿の確認欄にチェック (☑) を記入すること。

《記載例》

| 指摘事項 | 処置報告 | 確認欄 |
|--------------|--------------|-------------------------------------|
| (書類検査) | | |
| 1. ○○○○すること。 | ○○を訂正しました。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 2. △△△△すること。 | △△を追加提出しました。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 3. ■■■■すること。 | 今後、■■します。 | <input type="checkbox"/> |

4. 現場検査で軽微な修補等（宮崎市工事検査要綱第12条第1項に規定される手直し以外）の指摘があった場合は、修補の施工前及び施工後の写真を添付すること。

週報、打合せ協議簿等作成要領(案)

1 施行箇所概要図の作成（※作成例を参照）

施行箇所概要図は、下記に記載した注意事項と別紙の「作成例」を参考に、管記号、主要なマンホール番号等を表記付して作成する。作成した施工箇所概要図は、当該工事の「工事週報」綴りの表紙裏に貼付する。

なお、「緊急連絡体制表」は、工事週報綴り裏表紙内側に貼付すること。

「施工箇所概要図」作成上の注意

- ①施工箇所の区域(位置的なもの)が判るように作成すること。
- ②路線の位置が判別できるよう管記号を必ず表記すること。
- ③路線毎(管記号)の起点・終点のMH番号を表記すること。
必要に応じて中間MH番号を付加すること。
- ④その他必要と思われるものは、表記すること。  など。

2 「週報」の記入方法について（※作成例を参照）

- ①週報の工種欄は、原則として設計書の内訳書、明細書を参考に主要な工種をわかりやすい表現で記入する。工種が多岐にわたるため様式に記載しきれない場合は、監督員と協議の上、主要な工種を整理した上で工種欄に記載すること。
- ②設計書における1式計上の工種の出来形は、%表記にて記載すること。
- ③特記すべき事項がある場合には、作業内容の欄に記載すること。
- ④進捗状況の内訳、明細は、一週間単位ごとに記入すること。
- ⑤進捗状況確認のため、工事週報に当該施行箇所の施工平面図(設計図書平面縦断図等の引用でも可)を添付するものとし、出来高が判別出来るように施行箇所を色分けするなどしてしておくこと。

3 「打合せ協議簿」の記入方法について（※作成例を参照）

- ①打合せ協議簿には、打合せしたい事項等について、「協議」「報告」「通知」「提出」「その他」といった発議事項の区別を記載の上、その必要性、提案事項などを簡潔にまとめ記載する事。
- ②発議区分、発議年月日等を記載すること。
- ③打合せ箇所にかかる平面・縦断図及び、打合せに必要な図面、資料等を添付すること。
- ④打合せ協議簿の決裁を回す場合には、工事毎に、表紙裏面に「施工箇所概要図」(週報と同じもの)を貼付した専用のフラットファイルに挟み込んで回議すること。また、参考となるような関連する決裁済みの協議簿・資料等がある時は、必要に応じて添付しておくこと。

工 事 週 報

作成例

工事名 _____ (工期：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 月 ____ 日)

| | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|------------------|------------------|----------|---|---|--------------------------------|------------|-----|
| | 課 長 | 課長 補佐 | 係 長 | 係 員 | 監 督 員 | 受 注 者 | 必要な特記事項はここに記載するよう うにしてください。 | | |
| | | | | | | 現場代理人 | | | |
| 施 工 概 要 | 先 週 施 工 箇 所 (6/20 ~6/26) | | | | | 作 業 内 容 | | | |
| | 1 管布設工 14g-1 路線 MH5-72~MH5-70 | | | | | 土工、塩ビ管布設工、産業廃棄物処理工、 仮復旧工 塩ビマンホール設置 20日(金曜日)にMH5-20発進立坑から4m掘進 した時点で推進機が止まるトラブルが発生し た。原因を調査中 | | | |
| | 2 マンホール設置工 MH5-71 | | | | | | | | |
| | 3 推進工 14G-20-2 路線 MH5-21~MH5-20 | | | | | | | | |
| 今 週 作 業 予 定 箇 所 (6/27~7/3) | | | | | 作 業 内 容 | | | | |
| 1 管布設工 14g-1 路線 MH5-70~MH5-72 14g-2-1 路線 MH5-69~MH5-70 | | | | | 土工、塩ビ管布設工、産業廃棄物処理工、 仮復旧工 上段に○月○日現 在の進捗率、下段に 計画進捗率を記入。 | | | | |
| 2 推進工 14G-20-2 路線 MH5-21~MH5-20 | | | | | | | | | |
| 決裁済の指示数量を ()書きで記載 | | | | | 工種は、内訳書と明細書を基に協議 の上主要なものを表示すること。 | | | | |
| トラブル原因を調査、推進機引抜き | | | | | | | | | |
| 設 計 数 量 | 試掘調査 工 | マンホール設置工 0号MH | マンホール設置工 塩ビMH | 管 布設工 | 汚水榭 設置工 | 推進工 | 付帯工 機械舗装 | 進捗率 全体 | |
| | (14箇所) 12箇所 | 14箇所 | 24箇所 | 667m | 39 箇所 | 16.7m | 1271 m ² | | |
| 出 来 形 % | 14箇所 | 12箇所 | 2箇所 | 48m | 0箇所 | 4m | 0 m ² | ○月○日 現在 | 21% |
| | 100% | 86% | 8% | 7% | 0% | 24% | 0% | 計画 | 24% |
| 備 考 | 安全訓練等の記録 (実施日毎の実施内容・時間および週の合計時間等) | | | | | | | | |
| | 今月の安全訓練日 日 時間 | | | | | | | | |

※ 施工概要図を表紙裏に貼付した工事毎の専用フラット
ファイルなどに綴り込んで回議してください！

作成例

発議区分、発議年
月日等をきちんと
記載すること。

工 事 打 合 簿

| | | | |
|--|---|-------|------------|
| 発議者 | <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者 | 発議年月日 | 平成 年 月 日 |
| 工事名 | | | |
| 工期 | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 | | |
| 受注者 | | 現場代理人 | |
| 協議内容等 | | | |
| <p>・打合せしたい事項等について、「協議」「報告」「通知」「提出」「その他」といった発議事項の区別を表記の上、必要性、提案事項などを簡潔にまとめ記載する事。</p> <p>・協議箇所にかかる平面・縦断図及び、協議に必要な図面等を添付すること。</p> | | | |
| 上記事項に対する処理事項等 | | | |
| <p>・協議書の決裁を回すときは、工事毎に表紙裏面に施工概要図(週報と同じもの)を貼付したフラットファイルに挟み込んで回議すること。また、関連する資料や決裁済みの協議書等があれば、参考資料として添付すること。</p> | | | |
| | | | 処理月日 年 月 日 |

| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 監督員 |
|----|------|----|----|-----|
| | | | | |

下水道管布設工事 一般仕様書

2023年9月 改定

編集者 : 宮崎市上下水道局下水道整備課
発行所 : 宮崎市上下水道局下水道整備課
〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目 252 番地
電話 0985-24-1212
